

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【会社名】 株式会社北川鉄工所

【英訳名】 Kitagawa Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 北川 祐治

【本店の所在の場所】 広島県府中市元町77番地の1

【電話番号】 0847(45)4560(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員 経営管理本部 経理部長 門田 廣夫

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目405番地の1

【電話番号】 048(666)5650(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 東京支店長 藤本 一

【縦覧に供する場所】 株式会社北川鉄工所 東京支店
(埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目405番地の1)

株式会社北川鉄工所 東京事業所
(東京都台東区元浅草二丁目6番6号)

株式会社北川鉄工所 名古屋支店
(名古屋市中川区上高畑二丁目62番地)

株式会社北川鉄工所 大阪支店
(大阪市住之江区北加賀屋三丁目2番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月24日開催の当社第112回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金25円 総額234,025,525円

ロ 効力発生日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に備え、所要の変更を行う。

上記の変更に伴う条数の変更並びに軽微な表現等の変更等、その他所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、北川祐治、北川宏、門田廣夫、内田雅敏、西川三佐子の5名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、野上武志、貝原潤司、平浩介の3名を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、内田雅敏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額500百万円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内）とする。なお、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内とする。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、第6号議案で決議された報酬額の範囲内で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。当該報酬は金銭報酬とし、その総額は年額50百万円以内とする。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	66,208	678	0	(注)1	可決 98.46
第2号議案	66,743	144	0	(注)2	可決 99.25
第3号議案					
北川 祐治	62,422	4,457	0		可決 92.84
北川 宏	63,589	3,290	0		可決 94.57
門田 廣夫	66,626	253	0	(注)3	可決 99.09
内田 雅敏	56,453	10,426	0		可決 83.96
西川 三佐子	66,583	296	0		可決 99.02
第4号議案					
野上 武志	55,869	11,010	0		可決 83.09
貝原 潤司	66,578	301	0	(注)3	可決 99.02
平 浩介	66,603	276	0		可決 99.05
第5号議案	49,034	17,838	15	(注)3	可決 72.92
第6号議案	65,171	1,584	127	(注)1	可決 96.92
第7号議案	66,412	346	127	(注)1	可決 98.76
第8号議案	66,332	540	15	(注)1	可決 98.64

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。